

申込先

取扱金融機関

銀行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都四国、中国、阿波、山口、広島、南都、関西みらいみなと、徳島大正、トマト、三井住友信託

信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ

信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

商工組合中央金庫

神戸、姫路、尼崎の各支店

農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

【注】・上記金融機関の兵庫県内の店舗に限ります(一部資金は除く)。
・一部の金融機関では、取り扱っていない資金もあります。

融資対象者

●原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等(NPO法人も対象)

●次の場合は、兵庫県中小企業融資制度を利用できません。

- ・保証協会の保証付融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
- ・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合
- ・大企業等から単独で50%以上の出資を受けている場合
- ・暴力団員等反社会的勢力と認められる場合 など

中小企業者

中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
個人企業	製造業・旅行業・その他 300人以下	-
NPO法人		
会社	卸売業・サービス業 100人以下	製造業・旅行業・その他 3億円以下
	小売業 50人以下	卸売業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下

資本金の額等又は従業員の数のいずれか一方が該当すれば対象となります。個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。

なお、次の業種は下表の基準によります。

業種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

- 原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系(9区分)になっています。
詳しくは、保証協会へお問い合わせください。

信用保証申込みに関し、あつせんするなどと言って、あつせん料・手数料・謝礼金等を要求する者がいるようですが、お支払いいただくのは融資実行時の保証料のみです。

兵庫県信用保証協会

本所	(078) 393-3909
阪神事務所	(06) 6411-4133
姫路事務所	(079) 289-3611
但馬支所	(0796) 22-5171
淡路支所	(0799) 22-4493
西脇支所	(0795) 22-6775
加古川支所	(079) 424-1105

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

- 中小企業の持つ技術力、成長性等について(公財)ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
- 技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割引かれる場合があります。

連絡先	(公財)ひょうご産業活性化センター 成長支援課 (078)977-9077
-----	--

相談窓口

- 兵庫県産業労働部地域金融室及び県民局・県民センター・商工労政担当課

兵庫県産業労働部地域金融室	(078) 362-3321
神戸県民センター県民・産業振興課	(078) 647-9085
阪神南県民センター県民・産業振興課	(06) 6481-7669
阪神北県民局地域振興課	(0797) 83-3155
東播磨県民局県民課	(079) 421-9610
北播磨県民局県民・商工観光課	(0795) 42-9415
中播磨県民センター産業観光課	(079) 281-9260
西播磨県民局地域づくり課	(0791) 58-2141
但馬県民局地域づくり課	(0796) 26-3686
丹波県民局地域振興課	(0795) 73-3784
淡路県民局県民・商工労政課	(0799) 26-2087

- 神戸市経済観光局経済政策課 (神戸市産業振興センター内) (078) 360-3206

- (公財)ひょうご産業活性化センター (078) 977-9079

- 県内の商工会議所、商工会

- 環境関連の融資相談窓口
農政環境部環境政策課 (078) 362-9081
農政環境部水大気課 (078) 362-3287

02産P2-121A3

兵庫県 中小企業融資制度

令和3年度

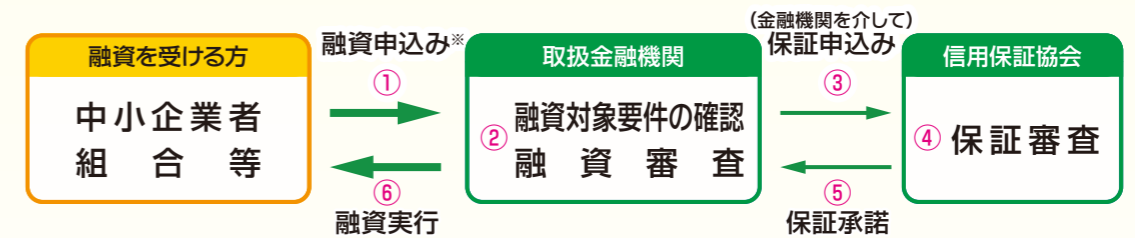
中小企業者(法人及び個人企業)がご利用できます



制度融資のお申込みは取扱金融機関の県内店舗へ

(取扱金融機関については裏面をご覧ください)

融資を受けるための手続き



※ 必要に応じて、市町(商工主管課)、商工会議所・商工会等より融資要件の認定を受ける必要があります。
※ 一部信用保証協会・商工会議所・商工会・神戸市で申込みできるものもあります。

令和3年度の主な改正点

- 伴走型経営支援特別貸付の新設
○金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に保証料の一部を補助する貸付を新設
- 新型コロナウイルス感染症対策資金の継続
○「新型コロナウイルス対策貸付」等、新型コロナウイルス感染症対策資金を当面の間継続
- 融資要件の拡充
○企業再生貸付…………… 事業者の返済負担軽減や利便性向上のため、据置期間の延長や借換要件を緩和
○再挑戦貸付…………… 再起業を行う者を支援するため融資対象者要件や融資期間・据置期間を拡充
○観光・にぎわい応援貸付…………… 飲食店等の事業継続を支援するため「観光・おもてなし貸付」を改編
○テレワーク・就労環境充実貸付… テレワーク等の新たな生活様式に対応するため「就労環境・福利厚生充実貸付」を改編
○海外市場開拓支援貸付…………… 中小企業者の海外展開等を支援するため、融資対象者要件を拡充
○新技術・新事業創造貸付…………… 特定高度情報通信技術活用システム普及のため、融資対象者要件を拡充

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL (078)362-3321
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



兵庫県 中小企業等融資制度

検索

原則

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申込み可能です。(ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要)
- 原則として、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
- 審査により融資を受けられない場合があります。
- 第三者保証人は不要です。新規開業貸付・経営者保証免除貸付等一部資金では法人の代表者を含む経営者の保証も不要です。(第三者保証人とは、友人・知人・取引先など直接融資申込人＜又は会社など＞と関係のない方、又は生計を別にする親族などの保証人をいいます)
- 利率や融資要件は年度途中で変更する場合があります。
- 担保及び保証人(第三者保証人を除く)は、兵庫県信用保証協会又は取扱金融機関の定めるところによります。

資金名	資 金 使 途	融 資 条 件			申 込 み の で き る 方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)	
		限 度 額	利率(年)	融資(据置)期間		
新分野進出資金 <small>拡充!</small>	第二創業貸付	設備	1.10%	1億円	10年(2年)	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要 (現在の事業をやめる場合は3年以上)
	事業応援貸付					・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取り組みを行う方
	経営革新貸付					・創業又は新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方
	事業承継支援貸付					・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・成長期待企業として(公財)ひょうご産業活性化センターの支援決定を受けた方 など
	海外市場開拓支援貸付 <small>拡充!</small>					・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方
設備投資資金 <small>拡充!</small>	設備投資促進貸付	設備 運 転	0.90%	2億8,000万円	10年(2年)	・県内において事業を継続しつつ、同一業種で海外事業に取り組む方
	テレワーク・就労環境充実貸付					・新技術・新製品の開発を行う方 ・AI、IoT・5G情報通信システム等の先端設備や業務用燃料電池の導入を行う方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方 など
	防災促進貸付					・既存設備の更新を含む設備投資を行う方
観光・商業資金 <small>拡充!</small>	商店街活性化貸付	設備及びこれに伴う運 転	0.90%	3億円	10年(2年)	・商業施設などの整備を行う商店街振興組合など
	空き店舗等再生貸付					・1年以上の事業歴があり、「ひょうご空き店舗情報(公財)ひょうご産業活性化センター」]「空き家バンク(各市町)」に登録されている空き店舗・空き家を拠点として事業を行う方
	観光・にぎわい応援貸付 <small>拡充!</small>					・観光事業を営む方やレクリエーション施設の整備・運営を行う方 ・レストラン・バーなどの事業を行う方
	受動喫煙対策整備貸付					・店舗内禁煙化や喫煙室の設置など受動喫煙防止措置を行おうとする方
	旅館等雇用対策貸付					・旅館業を営む方で、耐震改修工事で休業期間中の雇用維持を図る方
資金完	ユニバーサル推進貸付	設備	0.90%	2億円	10年(2年)	・観光施設のバリアフリー化や、障害者・高齢者等を雇用することに伴う設備改善などを行う方
開業資金 <small>拡充!</small>	新規開業貸付	設備 運 転	0.60%	3,500万円 (うち、経営者保証免除貸付 500万円)	10年(1年)	・新規に個人で、又は新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等 ・営業開始後1年未満の方(既に他の事業を営む方は対象外)
	再挑戦貸付					・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方
立地資金	拠点地区進出貸付	設備	0.75%	100億円 ※融資対象事業費の80%	15年(2年)	・個人事業主又は法人の経営者で、経営状況悪化による事業廃止又は解散をした方で、適正な事業計画により再起業を図る方
	産業団地進出貸付					・県(産業立地室)の確認を受け、県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を11人(促進地域は6人)以上雇用する方
				5億円 特認10億円 ※融資対象事業費の80%	10年(2年)	・県(産業立地室)の確認を受け、県が定める産業団地に土地を購入・賃借し、進出しようとする方

<その他の資金>

保地 全球 資環 金境	地球温暖化対策設備等設置資金	設備	0.70%	1億円	10年(2年)	・県内に工場又は事業場を有し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備の設置や工場の緑化を行う方
	最新規制適合車等購入資金			2億8,000万円		・県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車等への代替や、次世代自動車の購入を行う方(代替の場合は、現有自動車の解体廃車が要件)

☆ 地球温暖化対策設備等設置資金は環境政策課(078-362-9081)へ、最新規制適合車等購入資金については水大気課(078-362-3287)へお問い合わせください。

点線内の貸付を信用保証を付けてご利用の場合、保証料軽減措置(基準利率から2割軽減)を受けることができます。
信用保証協会審査後、右表9区分のいずれかの保証利率が適用されます。(一部の資金を除く)

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

資金名	資 金 使 途	融 資 条 件			申 込 み の で き る 方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります。)	
		限 度 額	利率(年)	融資(据置)期間		
経営安定資金 <small>拡充!</small>	経営円滑化貸付	運 転	1億円	0.80%	10年(2年)	・最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方 など
	災害対応貸付	災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う				・県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた方
	連鎖倒産防止貸付	運 転	5,000万円	0.80%	7年(1年)	・国が指定した倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する方 など
	金融変化対策貸付			1.50%		・取引先金融機関の破綻・合併などにより資金調達に支障が生じている方
	企業再生貸付	設 備 運 借 換	2億円	1.40%	15年(3年) 15年(5年)	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方 など
経営力強化貸付	設 備 運 転	2億8,000万円	1.00%	7年(1年) 5年(1年) 10年(1年)	・経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)を利用する方 ・経営力強化保証を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方	
資借金換	借 換 等 貸 付	県・神戸市融資制度等返済資金	1億円	1.50%	10年(1年)	・兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方

長期資金	運 転	企業5,000万円 組合1億円	1.50%	10年(2年)	・長期の一般的な運転資金を必要としている方	
短期資金	運 転	3,000万円	1.50%	1年又は6か月	・短期の一般的な運転資金を必要としている方	
小規模資金	設 備 運 転	2,500万円	1.40%	7年(6か月)	<small>(常時雇用する従業員が20人以下の方を 除くは5人以下)</small> ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,500万円以下の方 ・神戸市に主たる事業所がある方 ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・上記の要件に加え、神戸市に主たる事業所がある方 ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・上記の要件に加え、神戸市に主たる事業所がある方 ・神戸市に主たる事業所がある方 ・営業を開始して5年未満の方 ・40歳未満の方(会社の場合は代表者)	
				こうべ小規模 <small>(注1)</small>		7年(1年) <small>(設備のみは1年6か月)</small>
				無担保・無保証人貸付		7年(6か月)
				こうべ無担保 <small>(注1)</small>		7年(1年) <small>(設備のみは1年6か月)</small>
				特別小規模貸付		7年(6か月)
				こうべおうえん <small>(注1)</small>		7年(1年) <small>(設備のみは1年6か月)</small>
こうべ若者支援貸付 <small>(注2)</small>	7年(1年) <small>(設備のみは1年6か月)</small>					
経営活性化資金	設 備 運 転	5,000万円 <small>運転資金のみは3,000万円</small>	金融機関所定	7年(1年) <small>運転資金のみは5年(6か月)</small>	・取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達が図らうとする方 ・神戸市に主たる事業所がある方	
こうべ挑戦企業支援貸付	設 備 運 転	1億円	0.85% 0.80% 0.80%	10年(2年) 10年(2年) 7年(2年)	・神戸市に主たる事業所がある方 ① 事業の拡張や転換を図る方 ② 事業拡大を伴う設備投資により新規雇用した方 ③ 非正規から正規雇用へ転換した方	
こうべ季節貸付	運 転	企業4,000万円 組合6,000万円	別途定める (前回実施時1.15%)	6か月	・神戸市に主たる事業所がある方 ・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	

新型コロナウイルス感染症に関連する資金
 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少する中小企業者に対し、融資制度の要件緩和を行い、資金繰りを支援します。
 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定取得等が要件となっていますが、認定は県内市町の商工主管課にて実施しています)
【ポストコロナ対策資金】

新設!	伴走型経営支援特別貸付	設 備 運 転	① 4,000万円	0.90%	10年(5年)	・セーフティネット保証4号・5号(売上高等が15%以上減少している方に限る)、危機関連保証のいずれかの認定を取得した方で、経営行動に係る計画を策定した方(保証料の一部補助)
			② 2,000万円			
※②は①の4,000万円を利用していることが前提となります。(2口となりますが合計6,000万円まで申込可能)。(注3)危機関連保証で利用する場合②の据置期間は2年以内となります。						
【令和2年度から継続して実施するコロナ対策資金】 ※新型コロナウイルス感染症対応資金は新規の申込受付を終了しています。						
	新型コロナウイルス感染症対応資金	設 備 運 借 換	6,000万円	当初3年間は [4.5.70%] 0.70%	10年(5年)	・セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した方で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助あり)
	新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	設 備 運 転	5,000万円	0.70%	10年(2年)	・セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定を取得した方(保証料の全額補助) ・融資限度額については、この資金の申込額を含め融資残高が5,000万円以下の方
	新型コロナウイルス対策貸付					・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した方
	新型コロナウイルス危機対応貸付					・危機関連保証の認定を取得した方(売上高等の減少が15%以上)
	借換等貸付(新型コロナウイルス対策)	県・神戸市融資制度等返済資金	5,000万円	金融機関所定	10年(1年)	・県制度融資等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方
	経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)	運 転	5,000万円	金融機関所定	10年(1年)	・速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要)で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方